

(別紙) あて

国土交通省航空局長  
蝦名 邦晴

### 運航乗務員に対する飲酒対策の推進について

定期航空運送事業者の運航乗務員が乗務予定の前日に過度な飲酒に起因して運航便を遅延させる事案が連続して発生したことを踏まえ、平成 30 年 11 月 1 日に「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」(国官参事第 800 号)を発出して貴社の運航乗務員をはじめとした航空機の運航の安全に携わる者に対し、改めて飲酒に関する航空法等の遵守について徹底を図るとともに、報告された再発防止策の遵守の徹底を求めたところである。

また、平成 30 年 11 月 29 日には「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」(国官参事第 921 号)を発出して、全運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する基準の強化、アルコールに関する教育の徹底等の措置を至急講じるよう求めたところである。

このような状況のなか、平成 31 年 1 月 3 日に ANA ウイングス株式会社において運航乗務員の飲酒に伴う運航乗務員の交代により運航便を遅延させる事案が発生した。

昨年 10 月下旬以降、飲酒に起因する不適切事案が連続して発生し、航空業界に対して社会的に厳しい目が注がれており、航空業界全体として飲酒に関する意識向上や飲酒に関する航空法等の遵守の徹底が強く求められているなか、このような不適切事案が再度発生したことは、運航乗務員を含む関係者の意識改革が未だ十分ではないと言わざるを得ず、極めて遺憾である。

このため、同種事案の連鎖を断ち切るべく関係者全員がアルコールの問題は安全問題であり、かつ、自らの問題ととらえ、アルコールの自己管理の意識を高めるための追加的な措置を検討の上、飲酒対策を強力に進めるよう、改めて指示する。

なお、かかる不適切事案が連続して発生していることの重大性に鑑み、同様事案の再発を厳に防止するため、平成 30 年 11 月 20 日に設置した「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」における中間とりまとめ結果を平成 30 年 12 月 25 日に公表し、全運航乗務員を対象とした体内アルコール濃度の数値基準の設定、国内航空運送事業者に対するアルコール検知器を使用した乗務前後の検査の義務付け等の基準案を示した。貴社におかれては同基準の策定を待たず、これらの基準案を参考に飲酒対策を進められたい。

以上

(別紙)

日本航空株式会社

代表取締役社長執行役員 赤坂 祐二 あて

日本トランスオーシャン航空株式会社

代表取締役社長 丸川 潔 あて

全日本空輸株式会社

代表取締役社長 平子 裕志 あて

株式会社エアーアジア

代表取締役社長 井戸川 眞 あて

ANA ウイングス株式会社

代表取締役社長 泉 弘毅 あて

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 大鹿 仁史 あて

スカイマーク株式会社

代表取締役社長 市江 正彦 あて

株式会社AIRDO

代表取締役社長 谷 寧久 あて

株式会社ソラシドエア

代表取締役社長 高橋 宏輔 あて

株式会社スターフライヤー

代表取締役社長執行役員 松石 禎己 あて

Peach Aviation 株式会社

代表取締役 CEO 井上 慎一 あて

バニラ・エア株式会社

代表取締役社長 井上 慎一 あて

ジェットスター・ジャパン株式会社

代表取締役社長 片岡 優 あて

春秋航空日本株式会社

代表取締役 榎原 利幸 あて

エアアジア・ジャパン株式会社

取締役社長 Jenny Mayuko Wakana あて

東京航空局長 あて  
大阪航空局長 あて

国土交通省航空局長

### 運航乗務員に対する飲酒対策の推進について

定期航空運送事業者の運航乗務員が乗務予定の前日に過度な飲酒に起因して運航便を遅延させる事案が連続して発生したことを踏まえ、平成 30 年 11 月 1 日に「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」（国官参事第 800 号）を發出して運航乗務員をはじめとした航空機の運航の安全に携わる者に対し、改めて飲酒に関する航空法等の遵守について徹底を図るとともに、報告された再発防止策の遵守の徹底を求めたところである。

また、平成 30 年 11 月 29 日には「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」（国官参事第 921 号）を發出して、全運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する基準の強化、アルコールに関する教育の徹底等の措置を至急講じるよう求めたところである。

このような状況のなか、平成 31 年 1 月 3 日に ANA ウイングス株式会社において運航乗務員の飲酒に伴う運航乗務員の交代により運航便を遅延させる事案が発生した。

昨年 10 月下旬以降、飲酒に起因する不適切事案が連続して発生し、航空業界に対して社会的に厳しい目が注がれており、航空業界全体として飲酒に関する意識向上や飲酒に関する航空法等の遵守の徹底が強く求められているなか、このような不適切事案が再度発生したことは、運航乗務員を含む関係者の意識改革が未だ十分ではないと言わざるを得ず、極めて遺憾である。

このため、同種事案の連鎖を断ち切るべく関係者全員がアルコールの問題は安全問題であり、かつ、自らの問題ととらえ、アルコールの自己管理の意識を高めるための追加的な措置を検討の上、飲酒対策を強力に進めるよう、改めて指示する。

なお、かかる不適切事案が連続して発生していることの重大性に鑑み、同様事案の再発を厳に防止するため、平成 30 年 11 月 20 日に設置した「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」における中間とりまとめ結果を平成 30 年 12 月 25 日に公表し、全運航乗務員を対象とした体内アルコール濃度の数値基準の設定、国内航空運送事業者に対するアルコール検知器を使用した乗務前後の検査の義務付け等の基準案を示した。貴局の所管する定期航空運送事業者におかれては同基準の策定を待たず、これらの基準案を参考に飲酒対策を進められたい。

以上